

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

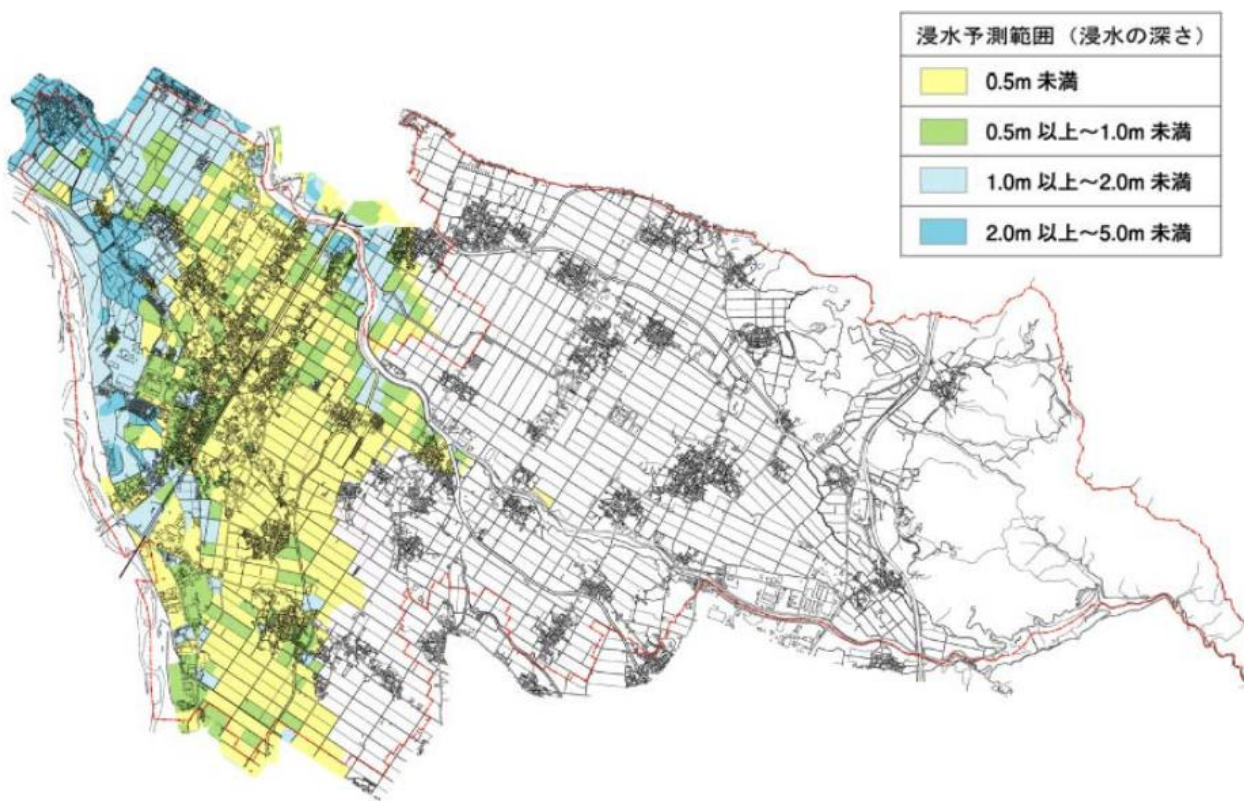
事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：愛荘町地域防災計画、(一般対策編)、ハザードマップ) 愛荘町地域防災計画(一般対策編)(以下、「町防災計画(一般対策編)」と記載)およびハザードマップによると、愛知川洪水浸水想定区域図によると、愛知川地域のほぼ全域で浸水が予想され、下流側ほど浸水が深くなる傾向があり、国道8号線以西では、床上浸水が想定される区域(浸水深が0.5m以上1.0m未満)の割合が高くなっている。町北西部から東海道新幹線にかけての愛知川沿いの地域においては、浸水深が1.0m以上2.0m未満となる区域が広く分布し、浸水深が2.0m以上5.0m未満となる区域もみられる。

また、宇曽川浸水想定区域図によると、宇曽川兩岸の区域が避難対象地区になることがうかがえる。床下浸水が想定される区域(浸水深0.5m未満)と床上浸水が想定される区域が町北部の宇曽川流域に広がり、川久保地区では、地域の広い範囲で0.5m以上の浸水深となる。



(土砂災害：町地域防災計画(一般対策編)、ハザードマップ)

当町においては、土砂災害の危険性のある地域では豪雨時に、道路の冠水や土砂災害のため孤立しやすい状況にあり、警戒避難体制の充実が望まれる。

また、本町は、土砂災害警戒区域(土石流)が15箇所(うち5箇所は土砂災害特別警戒区域を含む。)、土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊)が13箇所(うち8箇所は土砂災害特別警戒区域を含む。)が指定されている。(令和6年8月現在)。

・愛荘町の土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域（土石流）

番号	所在地	区域名	区域番号	指定回数	警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	県告示 第号	指定年月日	県告示 第号
1	愛知郡 愛荘町 岩倉	岩倉川支流	1423001	8 次	平成 19 年 3 月 16 日	県告第 126 号		
2	愛知郡 愛荘町 岩倉・松尾 寺	岩倉川支流	1423002	8 次	平成 19 年 3 月 16 日	県告第 126 号		
3	愛知郡 愛荘町 斧磨	堂の前谷	1423003	8 次	平成 19 年 3 月 16 日	県告第 126 号		
4	愛知郡 愛荘町 斧磨	北東谷・東谷	1423004	8 次	平成 19 年 3 月 16 日	県告第 126 号		
5	愛知郡 愛荘町 斧磨	横谷川	1423005	8 次	平成 19 年 3 月 16 日	県告第 126 号		
6	愛知郡 愛荘町 松尾寺	南谷川	1423007	32 次	平成 21 年 3 月 9 日	県告第 137 号		
7	愛知郡 愛荘町 松尾寺・上 蚊野	石ヶ谷川	3423017	32 次	平成 21 年 3 月 9 日	県告第 137 号	平成 21 年 3 月 9 日	県告第 141 号
8	愛知郡 愛荘町 竹原	岩倉川支流	3423008	32 次	平成 21 年 3 月 9 日	県告第 137 号		
9	愛知郡 愛荘町 竹原・岩倉	岩倉川支流	3423009	32 次	平成 21 年 3 月 9 日	県告第 137 号	平成 21 年 3 月 9 日	県告第 141 号
10	愛知郡 愛荘町 松尾寺	山添川	3423013	32 次	平成 21 年 3 月 9 日	県告第 137 号		
11	愛知郡 愛荘町 松尾寺	寺川	1423006	39 次	平成 21 年 12 月 25 日	県告第 661 号	平成 21 年 12 月 25 日	県告第 667 号
12	愛知郡 愛荘町 松尾寺	平木川	1423018	39 次	平成 21 年 12 月 25 日	県告第 661 号	—	
13	愛知郡 愛荘町 大字松尾寺	寺川支流	1423020	106 次	令和 2 年 12 月 1 日	県告第 485 号	—	
14	愛知郡 愛荘町 大字松尾寺	銭取川支流	1423021	106 次	令和 2 年 12 月 1 日	県告第 485 号	令和 2 年 12 月 1 日	県告第 499 号
15	愛知郡 愛荘町 大字斧磨・ 松尾寺	岩倉川支流	3423019	106 次	令和 2 年 12 月 1 日	県告第 485 号	令和 2 年 12 月 1 日	県告第 499 号

	小計	15 箇所						
・愛荘町の土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）								
番号	所在地	区域名	区域 番号	指定 回数	警戒区域		特別警戒 区域	
					指定年月日	県告示 第号	指定 年月日	県告示 第号
1	愛知郡 愛荘町 斧磨	斧磨<1>	I-5512	8 次	平成 19 年 3 月 16 日	県告第 126 号	平成 19 年 3 月 16 日	県告第 135 号
2	愛知郡 愛荘町 岩倉	岩倉<2>	I-5739	8 次	平成 19 年 3 月 16 日	県告第 126 号	平成 19 年 3 月 16 日	県告第 135 号
3	愛知郡 愛荘町 斧磨	斧磨<5>	II-5771	8 次	平成 19 年 3 月 16 日	県告第 126 号		
4	愛知郡 愛荘町 斧磨	斧磨<3>	I-5738	8 次	平成 19 年 3 月 16 日	県告第 126 号	平成 19 年 3 月 16 日	県告第 135 号
5	愛知郡 愛荘町 斧磨	斧磨<2>	II-5716	8 次	平成 19 年 3 月 16 日	県告第 126 号		
6	愛知郡 愛荘町 岩倉	岩倉(1)	I-5032	17 次	平成 20 年 2 月 29 日	県告第 93 号	平成 20 年 2 月 29 日	県告第 99 号
7	愛知郡 愛荘町 松尾寺	松尾寺 <1>	I-5034	25 次	平成 20 年 7 月 23 日	県告第 419 号		
8	愛知郡 愛荘町 松尾寺	松尾寺 <3>	I-5741	39 次	平成 21 年 12 月 25 日	県告第 661 号	平成 21 年 12 月 25 日	県告第 667 号
9	愛知郡 愛荘町 松尾寺	松尾寺	I-5742	50 次	平成 23 年 3 月 25 日	県告第 148 号		
10	愛知郡 愛荘町 松尾寺	松尾寺 <5>	II-5773	57 次	平成 25 年 2 月 22 日	県告第 50 号		
11	愛知郡 愛荘町 大字松尾寺	松尾寺 (6)	I-5864	106 次	令和 2 年 12 月 1 日	県告第 485 号	令和 2 年 12 月 1 日	県告第 499 号
12	愛知郡 愛荘町 大字松尾寺	松尾寺 (6)	I-5865	106 次	令和 2 年 12 月 1 日	県告第 485 号	令和 2 年 12 月 1 日	県告第 499 号
13	愛知郡 愛荘町 大字松尾寺	松尾寺 (6)	II-5863	106 次	令和 2 年 12 月 1 日	県告第 485 号	令和 2 年 12 月 1 日	県告第 499 号
	小計	13 箇所						
【出典：滋賀県HP】								

(地震：J-SHIS)

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度6弱以上の地震が今後30年間で16.5%の確率で発生すると言われている。(参照：地震ハザードカルテ 2024年基準【愛荘町愛知川】)

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等 791
- ・小規模事業者数 650

【内訳】

業 種		商工業者数	小規模事業者数	備考(事業所の立地状況等)
商工業者	建設業	111	109	町内に広く分散している。
	製造業	160	120	愛知川沿岸部や不飲川沿いに多い。
	卸売業	63	39	町内に広く分散している。
	小売業	128	77	町の中心部、中山道沿いに多い。
	サービス業	289	276	町内に広く分散している。
	その他	40	29	町内に広く分散している。
	合 計	791	650	

出典：平成29年経済センサス

(3) これまでの取組

1) 当町の取組

- ・町地域防災計画の策定(令和6年1月改訂)、愛荘町業務継続計画(BCP)《地震対策編》(令和5年7月改訂)策定
- ・地域防災計画に基づいた防災備品の備蓄
- ・定期的な防災訓練の実施

2) 当会の取組

- ・事業者BCP(事業継続力強化計画)に関する国の施策の周知
- ・事業者事業継続力強化支援計画策定セミナーの開催
- ・滋賀県共済協同組合と連携した共済制度、損害保険への加入促進
- ・愛荘町が実施する防災訓練への参加及び協力
- ・愛荘町商工会危機管理マニュアル(令和6年10月改訂)の策定

II 課題

現状では、緊急時の取組について当町、当会それぞれで具体的な体制やマニュアルを作成しているが、緊急時の取組について定期的な情報交換が行われていない。
更には、当会で取り扱いをしている災害に対する保険・共済は、火災、風災、水災には対応しているものの地震に対する補償は限定的である。

III 目標

- ・地域内小規模事業者に対して災害リスクを認識させ、社会経済活動への影響を最小限に抑えるため事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※ その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに滋賀県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

〈 1. 事前の対策 〉

平成21年に締結した「災害時における生活物資の確保および調達ならびに応急救援活動への応援に関する協定書」および愛荘町新型インフルエンザ等対策行動計画「以下(町行動計画)と記載」に基づいて、当会は「物資の確保および調達」および「応急救援活動への応援」について、町内商工業者等が災害時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。また、「予防・まん延防止」および「町民生活および経済の安定の確保」に係る要請に協力する。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ 経営指導の巡回訪問時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、災害補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・ 当町の情報伝達媒体および、当会広報やホームページ等で、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・ 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、共済制度、損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 新型ウイルス感染症は、業種別ガイドラインに基づき感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策につながる支援を実施する。
- ・ 事業者へ、マスクや消毒液などの一定量の備蓄オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会自身の危機管理マニュアルの作成

- ・ 当会は、平成29年に愛荘町商工会危機管理マニュアル（令和6年10月改定）を作成。
- ・ 令和2年度に彦愛犬地区5商工会で業務継続計画（感染症対策）を作成。

3) 関係団体との連携

- ・ 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、滋賀県共済等と説明・セミナー等の共催。
- ・ 感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（ビジネス総合保険、商工会福祉共済など）の紹介等も実施する。

4) フォローアップ

- ・ 小規模事業者の事業者BCP等の取組状況を経営指導の巡回時に確認。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・ 自然災害（震度6以上）が発生したと仮定し、当町との連携ルートの確認を行う。（訓練は必要に応じて実施する）

〈 2. 発災後の対策 〉

- ・ 自然災害時による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、当会および当町がお互いに情報共有をする。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・ 発災後3時間以内に商工会内で職員の安否報告を行う。

(商工会災害状況報告システム*等を利用して安否確認や業務従事の可否、家屋被害や道路状況等の被害状況を把握し、当会と当町で共有する。)

- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事務所内の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合、愛荘町における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。(参照：町行動計画)

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
(豪雨における例) 職員自身の目視でまず安全確保(警報解除)が確認できれば出勤する。
- ・商工会職員全員が被災する等により応急対策ができない場合は、愛荘町商工会危機管理マニュアルに基づき役割分担を決める。
- ・商工会災害状況報告システム*等により、家屋被害や道路状況等の被害状況を確認し、3日以内に当町と情報共有する。

*商工会災害状況報告システムに入力項目

	会員事業所	商工会職員	商工会館
人的被害	経営者、家族、従業員	本人、家族	—
物的被害	店舗工場、社長自宅、商品、機械、器具備品、車輛	自宅、家族宅、車輛	建物、器具備品、車輛
その他	被害額	出勤可否	使用可否

(被害規模の目安は以下を想定)

大規模な災害がある…建物の倒壊、床上浸水等の大きな被害が発生している。

被害がある…建物の半壊、床下浸水等の被害が発生している。

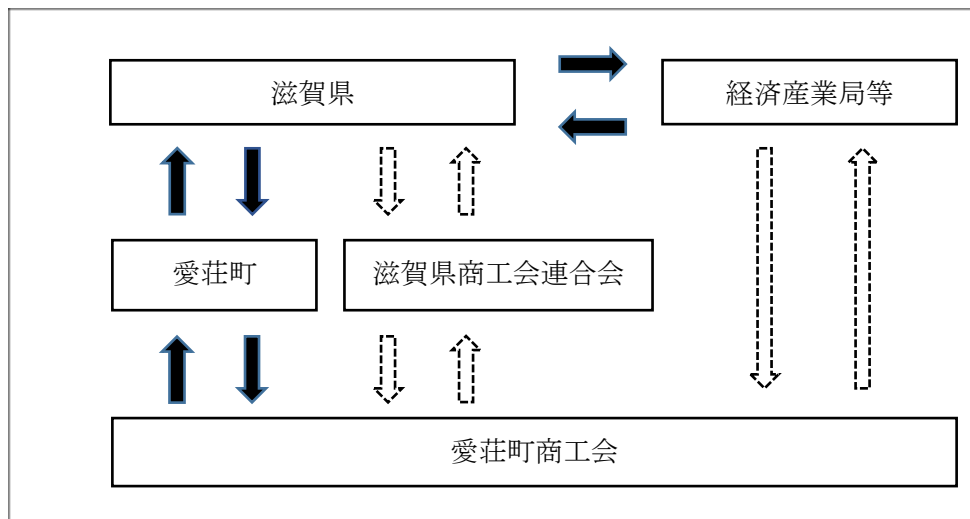
ほぼ被害はない…目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と当町は随時、被害情報等を共有する。
- ・当町の町行動計画を踏まえ、必要な情報把握と発信等を行うが、可能な限り当会も町行動計画における「予防・まん延防止」および「町民生活および町民経済の安定の確保」に協力する。

〈 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 〉

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当町は被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当町が共有した情報を、滋賀県の指定する方法にて当会又は当町より滋賀県へ報告する。
上記滋賀県の指定する方法については、商工会災害システム等(当町は「滋賀県防災情報システム」【くらし安全環境課から報告】)を活用する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当町が共有した情報を滋賀県の指定する方法にて当会又は当町より県へ報告する。



〈 4. 応急対応時の地区内小規模事業者に対する支援 〉

- ・相談窓口の開設方法について、次のとおりとするが、当町と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。）
- ・安全性が確認された場所（当会旧秦荘支所開設のみもしくは町外商工会館の場合もある）において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や滋賀県、町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

〈 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 〉

- ・滋賀県が発災時に決めた方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者等に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を滋賀県に相談する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに滋賀県へ報告する。

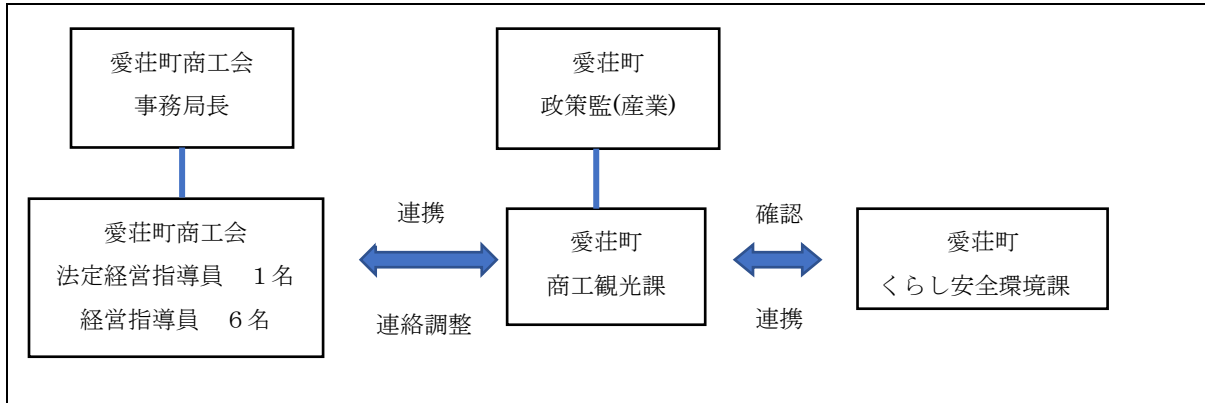
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和6年12月現在)

(1) 実施体制(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

氏名: 宿谷 正憲

連絡先: 愛荘町商工会 TEL 0749-42-2719

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う。

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)

(3) 商工会/商工会議所、関係市町連絡先

①商工会

愛荘町商工会

〒529-1331 滋賀県愛知郡愛荘町愛知川7番地

TEL: 0749-42-2719 / FAX: 0749-42-5608

E-mail: info-e@aisho.or.jp

②関係市町

愛荘町役場 商工観光課

〒529-1234 滋賀県愛知郡愛荘町愛知川7番地

TEL: 0749-42-8017 / FAX 0749-42-6090

E-mail: shoko@town.aisho.lg.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	420	420	420	420	420
・セミナー開催費 (専門家派遣費、旅費等)	250	250	250	250	250
・パンフレット作製、 チラシ作製費等	120	120	120	120	120
・郵送代	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
県補助金（講習会開催費）、滋賀県商工会連合会エキスパートバンク、会費収入、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
連携して実施する事業の内容	
① ② ③ ・ ・ ・	
連携して事業を実施する者の役割	
① ② ③ ・ ・ ・	
連携体制図等	
①	
②	
③	